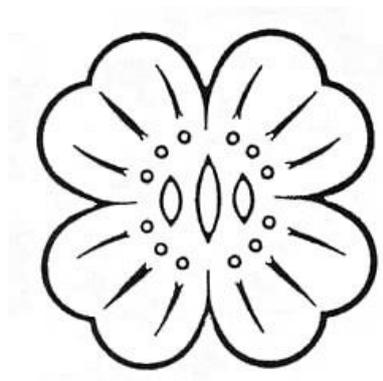


# 福生市立福生第二小学校 P T A会則



令和二年度版



福生市立福生第二小学校 HP

# 福生第二小学校『PTA』会則

## 第一章 名称及び事務所

第1条 この会は、福生第二小学校「PTA」（保護者と教職員の会）と称し、本部を福生第二小学校（東京都福生市熊川623番地）におく。

## 第二章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校及び社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達するために、次の活動をする。

1. よい保護者、よい教職員となるよう努める。
2. 家庭と学校との関係を一層密にし、児童の生活を指導する。
3. 児童の生活環境をよくする。
4. 教育に関する公費の充実を図るよう努める。
5. その他必要と認めることをする。

## 第三章 方針

第4条 この会は、教育を本旨とする、民主的団体として、次の方針にしたがって活動する。

1. 児童の教育ならびに福祉のために活動する他の諸団体及び機関と協力する。
2. 特定政党や宗教にかたよることなく、また、専ら営利を目的とするような行為は行わない。
3. この会、またはこの会の名で、公私の選挙の候補者を推薦しない。
4. 学校の管理や人事に干渉しない。

## 第四章 会員

第5条 この会の会員となることのできるものは、福生第二小学校児童の保護者またはこれにかわるもの、ならびに教職員とする。

第6条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第7条 この会の会員は会費を納めるものとする。

第8条 この会員は、福生市立小中学校PTA連合会(以下、市P連)の会員となる。

## 第五章 組織

第9条 この会に次の組織を置き、会員の緊密な連絡を図る。

1. 本部を置く。本部は会の常務を行う。
2. 学年委員会、文化委員会、生活委員会、市P連担当委員会、推薦委員会及び広報委員会を置く。
3. 地域を母体とする支部委員会を置く。

## 第六章 会計

第10条 この会の経費は会費、寄付金及びその他の収入によって、賄われる。

第11条 この会の経費は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第12条 この会の決算は、会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第13条 この会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第七章 役員

第14条 この会の役員は、次のとおりとする。

会長1名、副会長4名以上（うち1名副校長）、書記4名以上（うち1名教職員）、会計3名以上（うち1名教職員）。役員は、他の役員及び委員を兼ねることができない。ただし、教職員について

はこの限りではない。

- 第15条 役員の任期は1年（総会から次の総会まで）とする。ただし、再任を妨げない。
- 第16条 役員の選出及び就任は、推薦委員会によって推薦し、総会において承認を受けるものとする。
- 第17条 役員の任務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。総会、役員会、運営委員会、会計監査委員会、支部委員会、広報委員会、文化委員会、生活委員会、市P連担当委員会、推薦委員会を招集し、すべての会に出席して意見を述べることができる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は次の職務を行う。
  - (1) 総会及び運営委員会の議事、並びにこの会の活動に関する重要事項を記録する。
  - (2) 記録、通信その他の書類を保管する。
  - (3) 会長の指示に従って、この会の庶務を行う。
4. 会計は次の職務を行う。
  - (1) 総会で決定した予算に基づいて一切の会計事務を行う。
  - (2) 総会において会計監査委員の監査を経た決算を報告する。
  - (3) この会の財産を管理する。
  - (4) 予算を立案する。

## 第八章 会 議

- 第18条 会議は総会、役員会、運営委員会、学年委員会、会計監査委員会、文化委員会、生活委員会、市P連担当委員会、推薦委員会、広報委員会、臨時委員会及び支部委員会とする。
- 第19条 総会は、全会員を以て構成され、この会の最高議決機関である。
- 第20条 定期総会は毎年1回開催し、会長が招集し、次のことがらを協議する。
  1. 会務報告。
  2. 決算の承認。
  3. 役員の選出ならびに委員、運営委員の承認。
  4. 年度計画の審議ならびに承認。
  5. 予算の承認。
  6. その他必要な事項。
- 第21条 臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき、または会員の十分の一以上の要求があったとき開催する。
- 第22条 総会の成立は、会員の過半数以上（委任状を含む）の出席を必要とする。
- 第23条 総会の議事は出席者の過半数で決める。
- 第24条 運営委員会は、総会に次ぐ議決機関であり、役員、各支部長、広報委員長、学年委員及び臨時委員会のある場合はその委員長を以て構成され、次のことがらを協議する。
  1. 会務の分担を決める。
  2. 事業の計画を立て、各委員会の連絡調整を図る。
  3. 総会及び委員会に提出する原案を作る。
  4. 委員数の決定。
  5. 臨時委員会の設定。
  6. その他の必要な事項。
- 第25条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の四分の一以上の要求があったときに開催する。
- 第26条 運営委員会は、構成委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。
- 第27条 運営委員会の議決は、出席者の過半数を必要とする。
- 第28条 広報委員会、学年委員会、文化委員会、生活委員会、市P連担当委員会及び推薦委員会は、この会の目的達成のための活動を行う。必要事項は細則で決める。
- 第29条 会計監査委員は推薦委員会によって会員中から推薦された2名の委員で組織する。ただし、会計監査委員は他の役員及び委員を兼ねることはできない。
- 第30条 会計監査委員はこの会の会計及び財産を監査し、その結果を総会において報告する。
- 第31条 臨時委員会ならびに支部委員会について必要な事項は細則で決める。

## 第九章 個人情報

### (目的)

第32条 この取扱方法は、この会が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、事業の円滑な運営と個人の権利利益の保護に資することを目的とする。

### (責務)

第33条 この会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

### (周知)

第34条 この取扱方法は、総会資料または会報で会員に周知するものとする。

### (個人情報の取得)

第35条 この会は、PTAによる住所・電話番号使用承諾書のみから取得するものとする。  
この会が取得する個人情報は、次に掲げるものとする。

1. 氏名
2. 住所
3. 電話番号
4. その他、この会の運営上必要な事項で、会員の同意を得た事項

### (利用)

第36条 この会が取得した個人情報は、次の目的に沿って利用するものとする。

1. 会費請求、管理、その他文書の送付等。
2. 会員名簿の作成および会員への配布。
3. 本PTAが実施する事業の対象者の把握。
4. 災害等の緊急時における要支援者等の支援活動。

### (管理)

第37条 この会が取得した個人情報は、会長が指定する場所に施錠保管し、適正に管理するものとする。  
不要となった個人情報は、会長の立会いもしくは、会長が指定した者の立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

### (提供先)

第38条 この会が取得した個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

1. 法令に基づく場合。
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合。
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合。
4. 国の機関若しくは東京都、福生市又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。
5. 福生市立小中学校PTA連合会、その他これらに準じる公共目的の団体が、PTAに関わる事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合。

## 第十章 細 則

第39条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて運営委員会での議決を経て定める。

## 第十一章 改 正

第40条 この会則は、総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。

第41条

- 附 則  
この会則は昭和50年4月1日より実施する。
- 附 則  
この会則は昭和63年5月22日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成5年5月15日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成7年5月6日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成8年5月18日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成14年5月18日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成15年5月10日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成17年5月7日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成18年5月13日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成19年5月12日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成21年5月9日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成25年5月18日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は平成29年5月30日より実施する。 (一部改正)
- 附 則  
この会則は令和2年5月9日より実施する。 (一部改正)

# 細 則

## 第一章 役員を選出及び就任

第1条 役員を選出及び就任は次のとおりとする。

1. 推薦委員会を次の方法によってつくる。
  - (1) 学年委員会の各学年より1名の推薦委員を選出する。
  - (2) 教職員より互選によって1名の推薦委員を選出する。
2. 推薦委員は役員候補となることできない。
3. 推薦委員会は発足と同時に公示を行い一定の期限を定めて、役員立候補者及び被推薦者を募る。立候補者及び推薦者は文書を以て推薦委員会に届ける。
4. 推薦委員会は立候補者及び被推薦者を招集し、役員候補者選定のため調整を図る。
5. 役員候補者が定員に満たない場合は、各学級より1名以上の被推薦者を選出する。その際、推薦委員会が氏名を公表した内定者を除く。
6. 候補者の選定は、その氏名を発表する前に候補者の同意を得なければならない。
7. 推薦委員会は、各役員候補者を挙げ総会で承認を求める。役員は総会において承認され就任する。

第2条 会長に欠損が生じたときは、副会長が昇格する。任期は前任者の残任期間とする。

第3条 会長以外の役員に欠損が生じたときは、運営委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする。

## 第二章 支部委員、委員を選出及び就任

第4条 支部委員は支部を母体を選出され、支部長は支部委員からの互選によるものとする。また、これは総会において就任する。

- 第5条
1. 委員は学年より6名以上、支部より若干名ずつ選出される。
  2. 委員は総会において承認され就任する。
  3. 支部委員及び学年委員選出につき、1児童名で本部に2年以上在籍した場合、原則として、その児童分の支部ならびに学年委員を免除する。なお、この場合の児童とは、議案書の「PTA本部役員」に記載の児童とする。

## 第三章 学年委員会、文化委員会、生活委員会、市P連担当委員会、推薦委員会、広報委員会、支部委員会及び臨時委員会

第6条 各学年より選出された委員を以て次の委員会を置く。

1. 学年委員会  
各学年から選出された委員4名以上を以て構成し、教育全般の向上を目指し、保護者と教職員相互の理解と協力をするための活動を行う。運営委員会に出席する。
2. 文化委員会  
各学年委員会から選出された委員1名以上を以て構成され、学校全体行事を企画する。
3. 生活委員会  
各学年委員会から選出された委員1名以上を以て構成され、校内美化の企画、実施をする。
4. 市P連担当委員会  
各学年委員会から選出された委員1名以上を以て構成され、市P連球技大会をはじめ、市P連の各行事において実行委員としての仕事を担当する。
5. 推薦委員会  
各学年委員会から選出された委員1名を以て構成され、次年度本部役員及び会計監査候補を推薦する。
6. 広報委員会  
各学年から選出された委員2名以上を以て構成され、広報活動を通じて会員の啓蒙を図る。

第7条 学年委員会、文化委員会、生活委員会、市P連担当委員会、推薦委員会、広報委員会、支部委員会、臨時委員会の委員長は委員の中より互選され、会長が委嘱し就任する。

- 第8条 支部委員会は各支部から選出された委員を以て構成され、児童の校外生活指導、交通安全に努め、地域活動の充実を図る。市教育委員会主催の通学路点検に同行し、確認及び危険箇所補修の依頼をする。運営については、本会則に準じて行う。
- 第9条 臨時委員会は、会長が必要と認めたとき、運営委員会の承認を経て設置される。その任務が終了するとともに解散する。
- 第10条 各委員会の委員はそれぞれ委員長の推薦に基づいて会長が委嘱する。
- 第11条 委員長及び委員の任期は1年とする。
- 第12条 校長または副校長は学校管理ならびに教育上のすべての会議に随時出席して意見を述べることができる。

#### 第四章 会 費

- 第13条 会費は一家庭月額150円とする。  
転出の場合は1ヶ月前までに支部長に届け出る。ただし、上記期日までに届け出のない場合は返却しない。

#### 第五章 改 正

- 第14条 この細則は運営委員会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。改正の結果は、次期総会において報告しなければならない。

- |          |       |               |
|----------|-------|---------------|
| (平成 3. 2 | 一部改正) | 細則第三章         |
| (平成 4. 3 | 一部改正) |               |
| (平成 5. 3 | 一部改正) |               |
| (平成 6. 3 | 一部改正) |               |
| (平成 7. 3 | 一部改正) |               |
| (平成 9. 3 | 一部改正) |               |
| (平成15. 5 | 一部改正) |               |
| (平成17. 5 | 一部改正) |               |
| (平成18. 5 | 一部改正) |               |
| (平成19. 5 | 一部改正) |               |
| (平成20. 5 | 一部改正) | 細則第四章         |
| (平成21. 5 | 一部改正) | 細則第三章         |
| (平成23. 5 | 一部改正) | 細則第二章・第三章     |
| (平成27. 5 | 一部改正) | 細則第一章・第二章・第三章 |

## 慶 弔 規 定

- 第1条 この規定は福生第二小学校PTA会員及び児童の慶弔について定める。
- 第2条 児童及び会員が死亡したときは、深甚なる弔意を表し、香料として、金五千円をおくる。
- 第3条 教職員ならびに児童が病気のため一ヶ月以上入院または同程度の加療を要する場合は、見舞金として金三千円をおくる。
- 第4条 慶弔並びに傷害見舞については、運営委員会の承認を得るものとする。ただし、緊急を要する場合は役員会において処理し、事後の運営委員会に報告し、承認を得るものとする。
- 第5条 第2条ないし第4条の規定によりがたい場合は、事故発生の際、運営委員会で協議して決定する。
- 第6条 本規定の改廃は運営委員会の承認を得て総会に報告する。
- 第7条 本規定は昭和50年4月より実施する。

(昭和 46. 5	一部改正)
(昭和 48. 5	一部改正)
(昭和 49. 5	一部改正)
(昭和 50. 5	一部改正)
(昭和 52. 5	一部改正)
(昭和 53. 5	一部改正)
(昭和 54. 5	一部改正) 慶弔規定第2条・第3条
(昭和 58. 5	一部改正)
(昭和 61. 5	一部改正) 第5条・第6条削除
(平成 11. 5	一部改正) 第4条削除
(平成 17. 5	一部改正)